

## 学校感染症による出席停止について

- ① 学校感染症と診断されたら、保護者から学校（担任）へ連絡します。
  - ② 治癒証明書を受け取って下さい（郵送・FAX・学校ホームページ）
- ※ 学校ホームページから受け取る場合は、用紙は次のページに掲載してあります。  
プリントアウトしてご利用下さい。
- ③ 治癒後、登校時に医師の記入した治癒証明書を提出して下さい。

### ○ 出席停止期間

#### 第1種の感染症・・・治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、  
マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、  
重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ  
上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び感染症

#### 第2種の感染症・・・以下の説明の通り

- ・インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
- ・百日咳・・・特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
- ・麻疹・・・解熱した後3日を経過するまで
- ・流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ・風疹・・・発疹が消失するまで
- ・水痘・・・すべての発疹が痂皮化するまで
- ・咽頭結膜熱・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで
- ・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎・・・感染のおそれなくなるまで

#### 第3種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、  
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

- ※ 出席停止措置は周囲への感染を防ぐためのものですので、自宅でしっかりと静養させてください。

HP様式

主治医様

ご多用中恐れ入りますが、下記「治癒証明書」にご記入の上、  
保護者にお渡しくださいますようお願いいたします。

治 癒 証 明 書 (登校許可証明書)

群馬県立藤岡北高等学校長 様

年 組 番 氏名

病名 ( )

出席停止 ( 月 日 ~ 月 日 ) となっている上記

の者は、学校保健法施行規則により、学校生活に支障がないと認められ

たので、登校してよいと思われます。

備考

年 月 日

医療機関名

医師 印